

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	児童手当又は特例給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊佐市は、児童手当又は特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

伊佐市長

## 公表日

平成29年6月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当又は特例給付の支給に関する事務
②事務の概要	<p>【事務の説明】            中学校卒業までの児童を養育している者に対し、3歳未満の児童には一律月額15,000円、3歳以上から小学校修了前までの児童には10,000円(第3子以降は15,000円)、中学生には一律10,000円を支給する。            また、特例給付は一律月額5,000円を支給する。</p> <p>【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】            伊佐市は、児童手当法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・父母指定者の届出の受理</li> <li>・父母指定者の届出に係る事実の審査</li> <li>・受給資格者からの認定の請求の受理</li> <li>・認定の請求に係る事実の審査(生計を維持する程度が高い者の確認)</li> <li>・認定の請求に係る事実の審査(所得の確認)</li> <li>・認定の請求に係る事実の審査(被用者・非被用者の別の確認)</li> <li>・認定の請求に係る事実の審査(上記以外の内容の確認)</li> <li>・児童手当の額の改定の請求又は届出の受理</li> <li>・児童手当の額の改定の請求又は届出に係る事実の審査</li> <li>・現況の届出の受理</li> <li>・現況の届出に係る事実の審査(生計を維持する程度が高い者の確認)</li> <li>・現況の届出に係る事実の審査(所得の確認)</li> <li>・現況の届出に係る事実の審査(被用者・非被用者の別の確認)</li> <li>・現況の届出に係る事実の審査(上記以外の内容の確認)</li> <li>・氏名等の変更の届出の受理</li> <li>・氏名等の変更の届出の確認</li> <li>・住所等の変更の届出の受理</li> <li>・住所等の変更の届出の確認</li> <li>・受給資格者からの受給事由消滅の届出の受理</li> <li>・受給資格者からの受給事由消滅の届出に係る事実の審査</li> <li>・未支払の児童手当の請求の受理</li> <li>・未支払の児童手当の請求に係る事実の審査</li> <li>・受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知</li> </ul>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Acrocity(児童手当)</li> <li>・中間サーバー</li> <li>・MICJET番号連携サーバー</li> </ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
・児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)第9条第1項及び別表第一の56の項</li> <li>・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」第44条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87の項)</li> <li>(別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務」が含まれる項(74、75の項)</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども課
②所属長	こども課長 堀之内 博行
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	こども課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

